

1 目的

この指針は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）、千葉市火薬類取締法施行細則（平成29年千葉市規則第24号。以下「市規則」という。）に定める火薬類の規制を統一かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、法令等で定める技術上の基準のほか、「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（例示基準）」（令和3年3月1日 20210215保局第1号）を審査基準として運用する。

本指針の運用にあたり、以下の文献を参考とする。

- 1 「火薬類取締法令の解説」（日本火薬工業会資料編集部発行）
- 2 「煙火の消費保安基準」（公益社団法人 日本煙火協会発）
- 3 「あんな発破 こんな発破 発破事例集」（日本火薬工業会）